

## 令和8年度使用 小・中学校用教科用図書 選定の根拠となる法令等

### ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律13条 (教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

### ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条 (同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

### ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条 (同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科書を採択する期間は学校教育法附則第9条に定ずる場合を除き、4年とする。